

「広告等に関する指針」改定案に係る意見・対応案について

1. 第2部「VI. 店頭デリバティブ取引」について

該当ページ 及び項目等	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
VI. 店頭デリバティブ取引 1. 総論				
1 ページ	個人に対する店頭デリバティブ取引は、金商法において訪問又は電話をかけることによる不招請勧誘禁止とされている → 個人に対する店頭デリバティブ取引（一部取引を除く）は、金商法において訪問又は電話をかけることによる不招請勧誘禁止とされている（修正すべきでは）	個人において、「カバードコール」および「株券貸借取引」は、不招請勧誘から適用除外とされているため。	○修正する 「(金商業等府令第116条各号に規定する取引を除く)」を文末に挿入する。	同左。
2. 資料作成に当たっての留意事項				
1 ページ 見出し	「2. 資料作成に当たっての留意事項」を例えば以下のように修正していただきたい。 「2. 個人顧客（特定投資家を除く）向け資料作成に当たっての留意事項」	個人顧客（特定投資家を除く）が対象であり、法人顧客は対象外であることを明確にしていきたい。	○原案通りとする 広告に関し、法人顧客向け資料を対象外とする理由はないため。	同左。
1 ページ (1) 必要表	① 法令記載事項（第1部法令規則等の概要 ※2「広告等におけ	このような記載だと、「デリバティブ取引に関する以下の事項に	○修正する	同左。

該当ページ及び項目等	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
示事項 ①	る表示事項」参照)のうち、デリバティブ取引に関する以下の事項について漏れ無く表示する。	ついでのみ表示する」と解される可能性があります。株式、債券等と同様に、 「① 法令記載事項 なお、法令記載事項(第1部法令規則等の概要 ※2「広告等における表示事項」参照)のうち、デリバティブ取引に関する以下の事項については、漏れ無く表示する。」 等の書きぶりが良いのではないかと思います。		
1ページ (1) 必要表示事項 ①	顧客が行うデリバティブ取引、 <u>信用取引</u> の額 → <u>信用取引</u> を削除すべき	店頭デリバティブ取引が対象であって、信用取引は関係ない。	○修正する	同左。
1ページ (1) 必要表示事項 ④	「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、説明すべき重要事項の表示を行った上で、 <u>当該確認書の確認事項と関連付けた表示を行う</u> 」とあるが、「当該確認書の確認事項と関連付	「説明資料」と「確認書」の関連付けは、「確認書」に求められるもので、「説明資料」に求められるものではないため。	○修正する 説明書側への工夫は例示であることがわかるよう次のようにする。 「当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該	同左。

該当ページ及び項目等	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
	けた表示（確認書の項番の明示等を行う）については削除すべきではないか。		確認書と説明資料が関連付けた表示となるよう留意する。」（債券・投信の該当箇所も同じ）	
1 ページ (1) 必要表示事項 ④	以下の下線部の追加をご検討頂きたい。 「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのために説明資料として作成する場合は、説明すべき重要事項（略）の表示を行った上で、当該確認書の確認事項と関連付けた表示（確認書の項番の明示や <u>該当箇所の関連が明確な方法等</u> ）を行う。	説明すべき重要事項と確認書の該当箇所の関連を分かりやすく示す方法は種々あると考えられるため。例えば、説明資料と確認書を一体化し確認事項には説明資料の該当箇所を表示した書面であれば、重要な説明事項と確認事項の関連は明確であると考えられる。またこの場合、確認事項欄にチェック・押印済の書面は協会が受け入れる一方、同内容の書面は投資家に説明資料として手交すれば、重要事項と確認事項としてチェックした内容は、投資家自身も後日確認することができる。	○修正する 同上。	同左。
2 ページ (2) 留意事項 ①	<u>不招請勧誘禁止の対象取引であることを踏まえて</u> の修正。	個人において、「カバードコール」等の一部の取引は適用除外であり、また、平成 22 年 9 月 13 日付金融庁の「デリバティブ取引に対	○修正する 「(金商業等府令第 116 条各号に規定する取引を除く)」を挿入する。	同左。

該当ページ 及び項目等	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		<p>す不招請勧誘規制等のあり方について」において</p> <p>2. 見直しの内容 (1) 法令による不招請勧誘規制の見直しの文面にて 「個人顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引については、業者が自由に商品内容を設計でき、価格の透明性も低く、投資被害が発生しやすいため、<u>継続的に取引を行っている場合を除き</u>、法令によりその全般について不招請勧誘を禁止する。」のアンダーライン部分を反映すべき。</p>		
2 ページ (2) 留意事項②	削除してよいのではないか	不招請勧誘禁止の対象は、顧客から問い合わせがあった際の対応までも禁止しているものではないため、質問に答えられない旨の表記までは不要と考える。	○原案通りとする 問い合わせへの対応において、勧誘行為を行ってしまうことがないように注意喚起が必要。	同左。

2. 第2部「VII. 店舗の新設・営業の案内等に関する広告等」について、ご意見ををお願いします。

該当ページ及び項目等	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
VII. 店舗の新設・営業の案内等に関する広告等				
見出し	「VII. 店舗の新設・営業の案内等にする広告等」を「VII. 店舗の新設・営業の案内等にする表示等」に「4. 会社説明会に関する広告等」を「4. 会社説明会に関する表示等」に修正。	本項目は広告等に言及していないため修正が必要と考えます。	○修正する I～VIの表現と合わせ、「VII. 店舗の新設・営業の案内等」とする。	同左。
2. 営業案内に関する表示等				
2ページ ③	来店誘致を目的として、ポケットティッシュや携帯用時刻表などに、会社名・支店名・連絡先に加えて「株式・国債・公社債・投資信託」等の商品名のみが記載されたものや、「個人向け国債は〇〇証券△△支店へ」等のいわゆるキャッチフレーズ的な文言に留まるものについても広告等には該当しないと考えられる（2. 営業案内に関する広告等についても同じ）。の『「株式・国債・公社債・投資信託」等の商品名のみが記載されたもの』について確認したい。	『「株式・国債・公社債・投資信託」等の商品名のみが記載されたもの』を、『株式・国債・公社債・投資信託に属する「個別の商品名」が記載されたもの』とも、『株式・国債・公社債・投資信託等、商品カテゴリーが記載されたもの』とも解することができるため。	○修正する 「商品種類の名称」とする。	同左。

該当ページ 及び項目等	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
3. セミナーに関する表示等				
2 ページ	3. セミナーに関する表示について	この項目に記載する場合、第1部の広告等の該当性についての④の※のセミナーの案内についての記載は不要かと考えます。	○原案通りとする 二重記載でも問題ないと思われるため。	同左。
4. 会社説明会に関する広告等				
3 ページ ①	協会員が協賛などの形で行うことについては、その開催をする旨の表示を行うことは広告等に該当しない。 (修正案) 協会員が協賛などの形で行う、会社説明会の開催をする旨の表示を行うことは広告等に該当しない。		○原案通りとする 3つの場合分けをより強調した書き振りとしているため。	同左。
3 ページ ③	「特定銘柄の推奨とみなされる可能性が高い」点について、個別企業の会社説明会の表示の可否と広告への該当性は別の議論ではないか。	「特定銘柄の推奨とみなされる可能性が高い」点については「一般投資家向け」及び「機関投資家やアナリスト向け」で異なる取り扱いをすべき事項ではないと考える。	○原案通りとする 不特定多数への特定銘柄推奨を行わない趣旨であるため。	同左。
3 ページ ③	についての「案内」を「広告等」に修正	「案内」では、口頭や電話での案内が広告等に該当すると思われる	○修正する 「案内」を「表示」とする。	同左。

該当ページ 及び項目等	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		<p>る。</p> <p>(確認事項：協会員の主催で一般投資家向け個別企業の会社説明会を開催することは可能でしたか?)</p>		
3 ページ ③※	<p>※例えば、投資セミナーにおいて、参加者に対し「このセクターの有望銘柄は、〇〇機械、××電子、・・・などがあります。」など、有望銘柄をピックアップして、銘柄名を言うことまでを妨げている訳ではない。</p>	←何を説明したいのか意味不明。	○原案通りとする セミナーでの行為を規制するものではないことを示しているため。	同左。
3 ページ ※	削除	別途にセミナー講師の講演規制等で取り上げるべき。	○原案通りとする 同上。	同左。

3. 「(参考) 墓石広告」について、ご意見をお願いします。

該当ページ及び項目等	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
<p>(参考) 墓石広告</p> <p>7. 格付又は評価機関等からの評価</p>				
6 ページ	登録信用格付業者が付与した格付けを記載する場合に、格付及び登録番号(業社名併記)としているが、登録番号の記載は削除していただきたい。	格付規制の趣旨を考えれば、登録格付利用時は従来(現行)通りの運用で問題ないと考えるため。無登録格付利用時の記載項目が目立つことが重要で、第6回ワーキングの中で記載不要としたのではなかったか。	○修正する 「併せて当該信用格付業者の名称(呼称も可)を表示する。」とする。	本項目((参考) 墓石広告)については、「墓石広告」という法的定義がなくなっていること、また、本項目がなくても大きな問題なく対応できることから、広告指針から削除することとなった。
6 ページ	「なお、・・・告げることなく提供して、勧誘を行った場合は金商法違反となる。」と記載されているが、「提供して、」は削除してよいのではないか。	「なお、・・・告げることなく提供して、勧誘を行った場合は金商法違反となる。」と記載されているが、金商法により禁止されているのは勧誘であり、「提供して、」ではないため、その点を明確にすべき。	○原案通りとする 金商法第38条第3号は「提供して」とされているため。	同上。
8. 運用実績・利回り				
6 ページ	「当該有価証券の過去の運用実績・利回りは、表示しないこと。」は削除すべきではないか。	金融商品取引法のもとでは、墓石広告も販売用資料も「広告」であり、同一の基準で考えるべきだと考えます。この観点からは、販売用資料では過去の運用実績・利回	○検討する そもそも「墓石広告」という法的定義がなくなっている中で、「広告等に関する指針」でどこまで規定するか検討が必要。簡	同上。

該当ページ 及び項目等	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		りの表示が可能で、墓石広告では不可能という切り分けはできないのではないかと思います。	条書き的なものを意識するならば、運用実績等の記載は困難と思われる。 この項目（墓石広告）の廃止も含め議論する。	